

## 1. 従業員を大切にされている事業者の皆さんへ

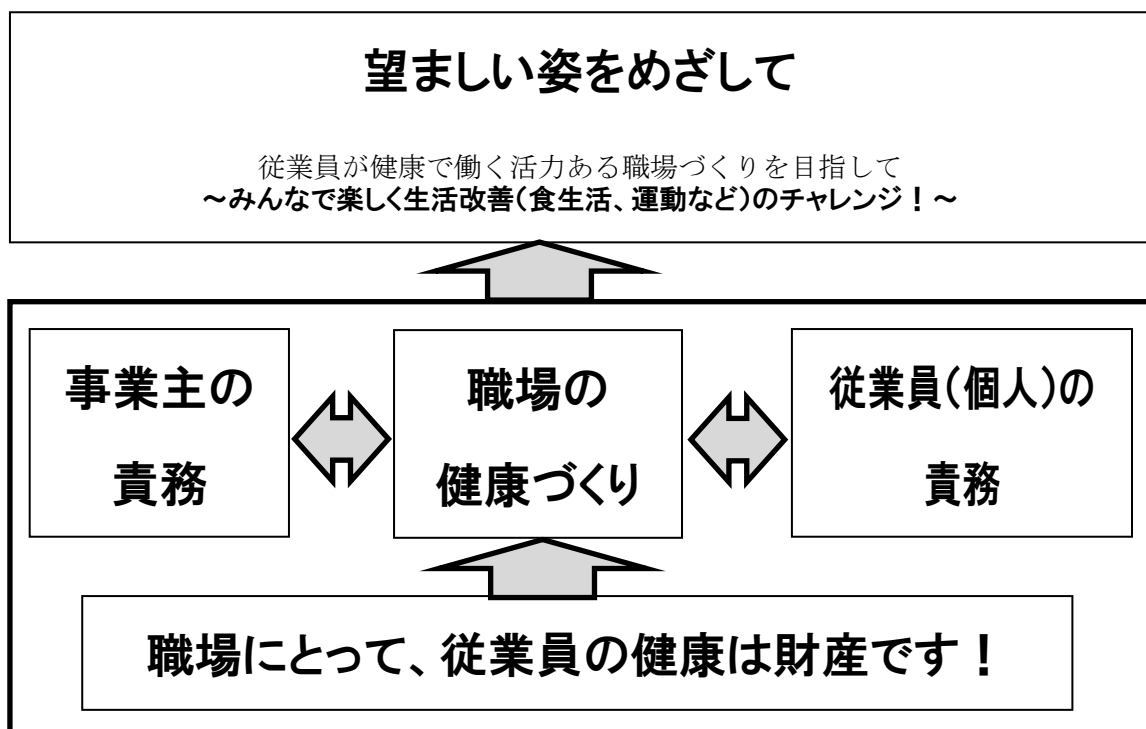
### (1) 健康的な職場づくりの必要性 ～事業所の成長のために～

従業員が「健康で働ける」ことは、従業員自身や事業者にとっても利益になります。従業員が健康であれば、一人ひとりが持つ力を十分に発揮することができるため、仕事の効率が上がり、生産性が向上するほか、生き活きとした魅力あふれる職場づくりにもつながります。また、健康を大切にする経営者の姿勢が従業員の定着にもつながり、事業所を成長させます。

一方、従業員の健康が損なわれると、仕事での事故を起こす原因となったり、病気による休職者がでたりするなど、事業所の業績や評価にも大きく影響します。

職場における健康づくりは、従業員の一人ひとりが自分の健康に関心と責任を持つことが基本ですが、その周りの人の理解や協力、職場における環境づくりによって推進されます。1日の大半を過ごす職場において、食事や運動などの健康づくりを進めやすい環境を整えることは、とても意義のあることです。そのためにも、事業所の方針として、健康を大切にすることを表明し、職場内で具体的な取組を進めていくための協力体制をつくったり、職場外で活用できる地域（医療・保健機関等）のサービス情報を良く知っておいて上手に活用することが大切です。

健康づくりは、健康的な生活習慣の改善・定着が基本のため、単発的ではなく、継続的な実施が望まれます。事業主の皆さんは、無理せず、できるところから取組んでみてください。



#### ■中小事業所の特徴

中小規模事業所には、産業保健の専属スタッフ（職場の健康づくりの専門家）がいないのが普通です。そのため、健康づくりを進める上での困難な点があるのも事実です。その他、経営的に余裕がない、毎日の仕事に追われているなどの声も聞かれます。しかし、その一方で、右のような強み（メリット）と思われる特徴があるとします。

専属スタッフがない困難点を補うために職場外にある地域（医療・保健機関等）のサービスを活用しましょう。また、組織のまとまりや職場の状況を皆がよく知っているなどの強み・メリットを活かして、従業員の健康づくりを進めてみませんか。

#### <強み・メリット>

- 家族的で、組織のまとまりが良い
- 職場の状況を、皆がよく知っている
- 何か改善する気になったら、浸透が早い
- 事業主の意向が伝わりやすい

## (2) 健康経営のメリット

従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に健康づくりに取り組むことで、事業所にとって以下のようなメリットがあるとされています。

### ■健康経営のメリット

生産性向上	負担軽減	イメージアップ	リスクマネジメント
<ul style="list-style-type: none"> <li>○モチベーションの向上</li> <li>○欠勤率の低下</li> <li>○業務効率の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○疾病予防による疾病手当の支払い減少</li> <li>○長期的には健康保険料負担の抑制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所（企業）ブランド価値の向上</li> <li>○対内的・対外的イメージの向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故・不祥事の予防</li> <li>○労災発生の予防</li> </ul>

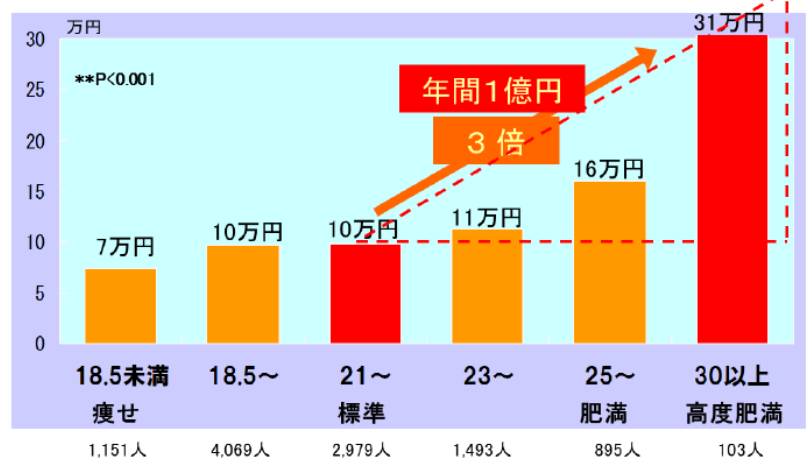
※NHKのクローズアップ現代（2014年1月28日（火））に、「健康経営」のすすめ～会社も町も大変身！～が取り上げられました。

以下に大きな企業による費用対効果の実例を紹介します。

### ■医療費・健康保険料の抑制につながります

- ①20歳代時に高度肥満者（BMI30以上）で、20年後の40歳代に高度肥満者と同標準者（BMI21～22）と比較して **年間医療費は3倍の31万円/人**になる。
- ②40歳代時に20歳代時よりも **11kg以上体重増加した者は7割が服薬開始または特定健診で受診勧奨状態（生活習慣病罹患の高リスク者）** になっている。

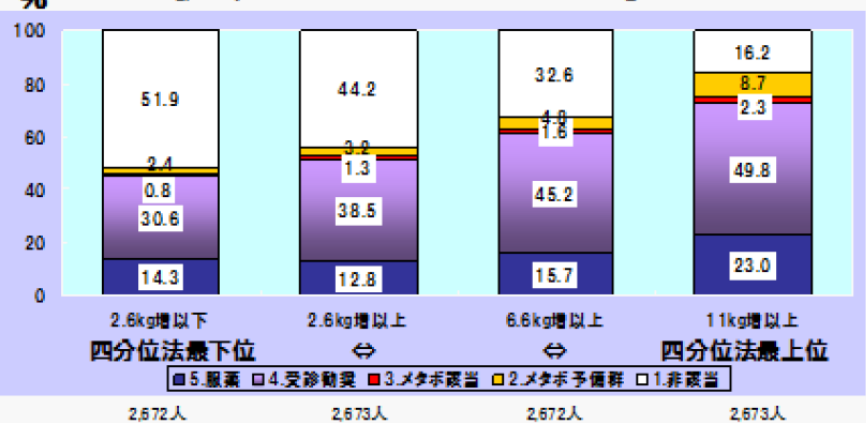
■ 男性：89年BMI別20年後09年の総医療費（1人当たり）



**BMI 30以上だった人の医療費約3倍  
25以上約1.5倍！**

過去の健診データを元に20歳代時のBMIやリスク別に、対象者が20年後の40歳代になったときの医療費を分析（デンソー健保組合）

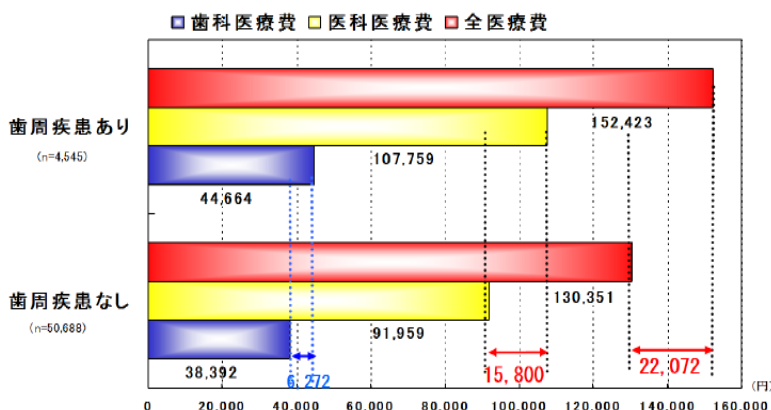
■ 男性：体重増加4分位別、20年後09年のメタボ判定、受診勧奨該当率、服薬率（血圧・血糖・脂質） \*\*\*P<0.001



**体重が11kg以上増えた人は2割が服薬、5割が受診勧奨！**

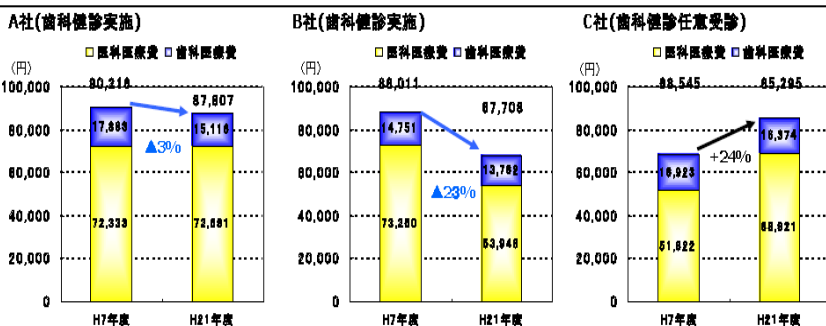
- ① **歯周疾患のある集団は、ない集団と比較して歯科医療費が高く、年齢があがるほどその差は大きくなる**ことが判明した。
- ② **継続的に歯科健診を実施している集団においては医療費が減少、もしくは横ばい。**

対象: 全被保険者 (55,233人)



全医療費差22,072円の内訳は、医科15,800円+歯科6,272円

歯周疾患のある集団とない集団の2群間で歯科医科医療費比較分析  
 継続的に歯科健診を実施している集団としていない集団の2群間で歯科医科医療費比較分析 (デンソー健保組合)



歯科健診実施事業所は年間医科歯科医療費が減少  
 一方、不実施事業所では医療費が大幅に増加

効果Ⅱ: 定期的な歯科健診受診は体の健康維持(体のQOL向上)に寄与

資料: 「被用者保険におけるデータ分析に基づく保健事業事例集(データヘルス事例集)【第一版】(平成 25 年 9 月、厚生労働省保険局保険課)

■ 傷害・死亡に関する給付の抑制につながります

労働安全衛生法では、事業者による定期健康診断の実施と労働者への結果の通知を義務づけています。健康診断の結果に関して異常の所見が認められる場合は、事業者は必要な措置に関して医師の意見を聴く義務があり、事業者はその意見を勘案し、必要があるときは、労働者の実情を考慮して就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境の調整を図る必要があります。

事業者にとって、損害賠償による損失だけでなく、事業所の受けるダメージは大きなものとなります。以下に安全配慮義務違反の裁判例を紹介します。

裁判例・概要	裁判所	賠償額
富士保安警備事件 ・ 警備業務中に、脳梗塞で警備員が死亡し、死亡した警備員の遺族が、使用者およびその代表者に対し、雇用契約上の安全配慮義務違反等を理由として損害賠償を請求した事例。 ・ 健康診断の不実施による会社の安全配慮義務違反および、代表取締役個人の不法行為責任が認められ、会社および代表取締役に 6,294 万円の損害賠償を負わせた事例。	東京地裁	6,294 万円